

まさかの自動車事故にもうひとつの安心を

まごころ共済

自動車
事故費用
共済



特長
1

共済金は契約者に直接お支払いします

特長
2

自動車保険とは関係なくお支払いします

特長
3

共済掛金は運転者の年齢を問わず車種別に設定しております

特長
4

共済金を請求しても掛金は変わりません

補償内容

共済金額

死亡 事故共済金

事故の日から
180日以内に
死亡された場合

300万円

契約者側 1事故につき300万円

相手側 1事故につき300万円 (死亡臨時費用共済金30万円を含む)

(注) 契約者側に死亡者が生じた場合、1事故につき300万円お支払いします。また、契約者側に過失のある事故で、相手側に死亡者が生じた場合には、1事故につき300万円(死亡臨時費用共済金を含みます)を限度として、契約者の経済的負担をお支払いします。事故のため実際に負担した金額がお支払いの限度です。

後遺障害 事故共済金

事故の日から
180日以内に
後遺障害が
生じた場合

300万円～12万円

契約者側 後遺障害別等級(1～14級)に合わせお支払いします

相手側 後遺障害別等級表の額の合計が限度額です

(注) 契約者側に後遺障害が生じた場合、後遺障害別等級により1事故につき300万円を限度としてお支払いします。また、契約者側に過失のある事故で、相手側に後遺障害が生じた場合には、1事故につき300万円を限度として、契約者の経済的負担をお支払いします。事故のため実際に負担した金額がお支払いの限度です。

入通院 事故共済金

入通院の場合
(1人1日につき)

入院日額 4,500円 通院日額 2,250円

契約者側 負傷者が複数の場合は、1日18,000円までお支払いします

相手側 入通院事故共済金の合計額(入通院臨時費用共済金を含む)を限度として、契約者の経済的負担をお支払いします。
負傷者が3日以上入通院した場合(入通院臨時費用共済金)3万円

(注) 1事故につき300万円を限度として、契約者側に負傷者が出た場合、1事故18,000円/日までお支払いします。(但し、365日か300万円が限度) また、契約者側に過失のある事故で、相手側に負傷者が出た場合には、相手側の入通院事故共済金の合計額(入通院臨時費用共済金を含みます)を限度として、契約者の経済的負担をお支払いします。事故のため実際に負担した金額がお支払いの限度です。

対物共済金特約

3万円

他人の財物を破損・汚損・滅失させ、その損害額が2万円以上となったとき

(注) 契約者側に過失があり、かつ経済的負担が2万円以上の場合にお支払いします。
(1共済期間中1回限度)

特約

対物プラス共済金

3万円

他人の財物を破損・汚損・滅失させ、その損害額が2万円以上となったとき

(注) 契約者側に過失があり、かつ経済的負担が2万円以上の場合に対物共済金と同時に お支払いします。(1共済期間中1回限度)

車両共済金

5万円

車対車(契約自動車と相手自動車)の衝突または接触によって自車両に3万円以上の損害が生じたとき

(注) 契約者側に過失があり、損害額が3万円以上で修理費用が発生した場合にお支払いします。(1共済期間中1回限度)

車両プラス共済金

5万円

車対車(契約自動車と相手自動車)の衝突または接触によって自車両に3万円以上の損害が生じたとき

(注) 契約者側に過失があり、損害額が3万円以上で修理費用が発生した場合に車両共済金と同時に お支払いします。(1共済期間中1回限度)

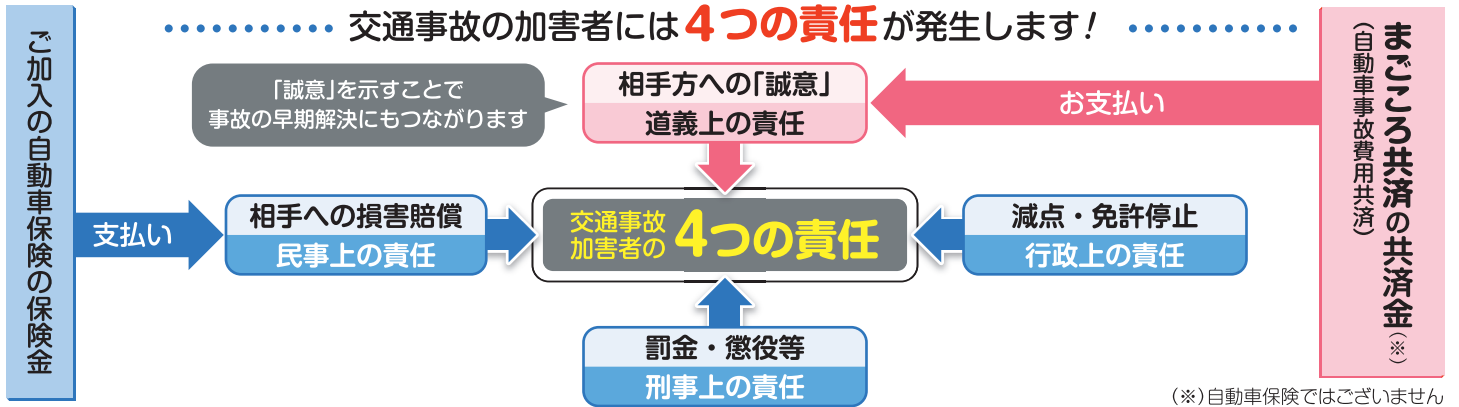


みえ共済

三重県中小企業共済協同組合

交通事故に関わる思わぬ出費を補う共済制度です

..... 交通事故の加害者には**4つの責任**が発生します！



歩行者をはねて死亡事故を起こした



■相手が死亡した

死亡事故共済金 300万円 (死亡臨時費用共済金 30万円を含みます)
をお支払い限度として、
契約者が負担した実費をお支払いします

出会い頭の衝突事故を起こした

- 相手側3名がそれぞれ1日検査通院した
- 契約者側2名が10日入院、10日通院した
- 相手側の車両に20,000円以上の損害を与えた
- 契約者の車両に30,000円以上の損害があり修理した

契約者側

入院 10日×4,500円×2人=90,000円
通院 10日×2,250円×2人=45,000円

相手側

入通院臨時費用共済金 30,000円

対物・対物プラス 60,000円 車両・車両プラス 100,000円

お支払い共済金 325,000円

車種別共済掛金(主契約+対物特約)

区分	車種	分類番号	年払掛金	月払掛金※
1	自家用乗用自動車	3・5等	10,000円	1,000円
2	自家用軽乗用自動車	580等	5,500円	550円
3	自家用普通貨物自動車(2トン超)	1・100等	17,500円	1,750円
4	自家用普通貨物自動車(2トン以下)	1・100等	14,500円	1,450円
5	自家用小型貨物自動車	4・400等	10,000円	1,000円
6	自家用軽貨物自動車	40・480等	5,500円	550円

対物プラス特約「対物特約」加入者に限り追加加入いただけます

車種	分類番号	年払掛金	月払掛金※
全車種 (車種区分1~6)	一律	1,000円	100円

車両特約

車種	分類番号	年払掛金	月払掛金※
全車種 (車種区分1~6)	一律	2,100円	210円

車両プラス特約「車両特約」加入者に限り追加加入いただけます

車種	分類番号	年払掛金	月払掛金※
全車種 (車種区分1~6)	一律	2,100円	210円

※月払の場合は、初回掛金は2ヶ月分です

お引き受け可能な車種

【自家用自動車】

三重300
さ00-00
白地に緑色の文字

三重580
す00-00
黄地に黒色の文字

お引き受けできない車種

【自家用乗合乗用車】

三重200
さ00-00
白地に緑色の文字

【事業用自動車】

三重300
あ00-00
緑地に白色の文字

三重580
り00-00
黒地に黄色の文字

共済期間および責任始期について

共済期間は1年とし、責任の始期は、共済掛金(月払の場合は、初回共済掛金)を払い込んだ日の翌日の午前0時からです。

共済掛金の税務上の取扱い

事業者の場合は、掛金はすべて損金処理ができます。
※税務取扱いについての詳細は、税務署・税理士にご相談・ご確認ください。

このパンフレットについて

「まごころ共済」は「自動車事故費用共済」の愛称です。また、「対物事故共済金特約」は「対物特約」、「新車両事故共済金特約」は「車両特約」、「対物事故共済金Ⅱ特約」は「対物プラス特約」、「新車両事故共済金Ⅱ特約」は「車両プラス特約」の愛称で記載しております。

お問い合わせ・お申し込みは取扱代理所へ

取扱代理所

みえ共済

三重県中小企業共済協同組合

●本部・津営業所／ 津市栄町1丁目891番地 三重県合同ビル3階
TEL (059) 228-7128 FAX (059) 225-9226
<https://www.kenkyosai.or.jp>

●四日市営業所／ 四日市市諏訪町2-5 四日市商工会議所4階
TEL (059) 353-0810 FAX (059) 352-8276

●東紀州営業所／ 尾鷲市朝日町1-4-4 5 尾鷲商工会議所4階
TEL (0597) 23-2949 FAX (0597) 23-2952

※このチラシはまごころ共済(自動車事故費用共済)の概要を説明したものです。
詳しくは「パンフレット」「重要事項説明書」「約款」を必ずご確認ください。

